

大地震等災害時に運転者が取るべき措置について

交通の方法に関する教則（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）や災害対策基本法では、地震発生時等に自動車の運転者が取るべき措置について定められています。

では、具体的にはこういった行動を取ればよいのでしょうか？

- 1 緊急地震速報が発表されたとき
車を運転中の場合は、慌てず、
ハザードランプを点灯して、
急ブレーキを避け、
ゆっくり速度を落としてください。



- 2 大地震等が発生したとき

- ① **道路左側へ停止**する。
慌てず、急ブレーキ・急ハンドルを避け、できるだけ安全に停止しましょう。

- ② **情報を入手**する。
カーラジオなどで地震情報や交通情報を聞きましょう。
情報や周囲の状況に応じて行動しましょう。



- ③ **避難**する。

- 車を離れて避難する場合

車を離れるときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所を避けましょう。

道路外へ駐車出来ない場合は、道路左側へ寄せて駐車しましょう。

エンジンを止め、窓を閉めて、**ドアはロックしない**でおきましょう。

また、**車のキーはつけたまま**離れましょう。

※ 災害応急対策の妨げになりやむを得ない場合は、車両を道路外へ移動させる等の措置を講じることがあります。

- 継続して運転する場合

津波から避難するときなど、**やむをえず運転を続ける**ときは、

- ・ **信号機の作動停止**
- ・ **道路の損壊**
- ・ **道路上の障害物** など

に十分注意して下さい。

